

2 区政のしくみ



区の機関は、議決機関(区議会)と執行機関(区長等)から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を 合わせて区政を進めるための基本的なルールとして 「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執 行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則 などを定めている。

(1) 議決機関(区議会)

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員(条例定数50人・任期4年)で構成される合議制の機関であり、27年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第68代議長として田中ひでかつ議員、副議長には第70代副議長として光永勉議員が、共に28年6月17日に就任した。なお、29年7月7日に第69代議長として小林みつぐ議員、第71代副議長として酒井妙子議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要と

する事項は、地方自治法に定められている。主な議決 事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適 正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割 の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・ 陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処 理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕

28年1月~12月

区分	可決	否決	承認	認定	了承
	件	件	件	件	件
条 例	82	_	_	_	_
規則	_	_	_	_	_
予算	15	_	_	_	_
決 算	_	_	_	5	_
契約・買入れ	16	_	_	_	_
区道認定・変更等	17	_	_	_	_
区長専決処分事項の承認	_	_	_	_	_
選任・任命の同意	2	_	_	_	_
特別委員会の設置	_	_	_	_	_
指定管理者の指定	22	_	_	_	_
意見書	7	_	_	_	_
決議	3	1	_	_	_
その他	10	_	_	_	_
計	174	1	_	5	_

[常任委員会および委員会開催状況]

28年12月31日現在

委員会名	所管事項		委員名(◎委員長	長、○副委員長)		開催数
企画総務委員会 (定数 10 人)	区長室、企画部、危機管理室、総務部、 会計管理室、選挙管理委員会および監 査委員の所管に関する事項ならびに他	◎村上 悦栄田中よしゆき有馬 豊	○酒井 妙子 吉田ゆりこ やない克子	小泉 純二藤井とものり	上野ひろみ 石黒たつお	22 🗆
(ALXX 1070)	の常任委員会の所管に属しない事項		1000 1			
区民生活委員会 (定数 10 人)	区民部、産業経済部、地域文化部 および農業委員会の所管に関する事項	◎藤井たかし かしままさお 山田かずよし	○井上勇一郎 斉藤 静夫 かとうぎ桜子	関口 和雄 宮崎はるお	田中ひでかつ 島田 拓	20 🗆
健康福祉委員会 (定数 10 人)	福祉部および健康部の所管に 関する事項	◎うすい民男内田ひろのりきみがき圭子	○かわすみ雅彦 平野まさひろ 池尻 成二	西山きよたか 白石けい子	おじま紘平 坂尻まさゆき	20 🗆
環境まちづくり委員会 (定数 10 人)	環境部、都市整備部および土木部の 所管に関する事項	◎小林みつぐ高松さとしやくし辰哉	○西野こういち 柳沢よしみ 橋本けいこ	かしわざき強 浅沼 敏幸	福沢 剛 米沢ちひろ	21 0
文教児童青少年委員会 (定数 10 人)	教育委員会の所管に関する事項	◎宮原よしひこ光永 勉岩瀬たけし	○小川けいこ 小川こうじ 土屋としひろ	笠原こうぞう 倉田れいか	むらまつ―希 とや英津子	20 🗆

注:各常任委員会の委員は、28 年 6 月 17 日就任。委員会の開催数は、28 年 1 月 \sim 12 月の期間。

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回(2・6・9・11月)開かれる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、清掃・エネルギー等、交通対策等の4委員会が設置されている。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会委員会および委員会開催状況〕

28年12月31日現在

委員会名	所管事項		委員名(◎委員長	長、○副委員長)		開催数
議会運営委員会	(1) 議会の運営に関する事項	◎上野ひろみ	○吉田ゆりこ	関口 和雄	村上 悦栄	
議云建名安貝云 定数 17 人	(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等	小泉(純二	高松さとし	田中よしゆき	宮原よしひこ	25 回
た致 17 人 欠員 2 人	に関する事項	酒井 妙子	西野こういち	石黒たつお	井上勇一郎	200
人貝2八	(3) 議長の諮問に関する事項	有馬 豊	島田 拓	やない克子		

注:議会運営委員会の委員は、28年6月17日就任。委員会の開催数は、28年1月~12月の期間。

[特別委員会および委員会開催状況]

28年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 (定数 13 人)	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充について の調査研究	◎むらまつー希○山田かずよし関口 和雄 小川けいこ田中ひでかつかわすみ雅彦宮崎はるお井上勇一郎やくし辰哉土屋としひろかとうぎ桜子	15 🗆
医療·高齢者等特別委員会(定数13人)	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究	◎福沢 剛 ○柳沢よしみ 村上 悦栄 藤井たかし 笠原こうぞう おじま紘平 うすい民男 酒井 妙子 藤井とものり 白石けい子 島田 拓 坂尻まさゆき やない克子	20 🗆
清掃・エネルギー等 特別委員会 (定数 12 人)	(1) 清掃事業についての調査研究(2) 資源循環型についての調査研究(3) エネルギー対策についての調査研究	◎西山きよたか ○浅沼 敏幸 小林みつぐ 上野ひろみかしままさお 光永 勉 西野こういち 平野まさひろ石黒たつお とや英津子 きみがき主子 岩瀬たけし	17 🗆
交通対策等 特別委員会 (定数 12 人)	(1) バス交通体系についての調査研究(2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究(3) エイトライナーについての調査研究(4) 東京外かく環状道路についての調査研究(5) 西武線連続立体についての調査研究	◎斉藤 静夫 ○高松さとし 小泉 純二 かしわざき強 田中よしゆき 内田ひろのり 小川こうじ 倉田れいか 有馬 豊 米沢ちひろ 橋本けいこ 池尻 成二	16 🗆

注: 各特別委員会の委員は、28年6月17日就任。委員会の開催数は、28年1月~12月の期間。

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

28年12月31日現在

委員会名	所管期間	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
予算特別委員会	28年2月17日~ 28年3月9日	28 年度各会計歳入歳出予算の審査	◎上野ひろみ ○とや英津子議長を除く全議員	14 🗆
予算特別委員会(補正)	28年10月3日~ 28年10月5日	28 年度各会計歳入歳出補正予算の審査	◎小泉 純二 ○倉田れいか議長を除く全議員	20
決算特別委員会	28年9月6日~ 28年10月7日	27 年度各会計歳入歳出決算の審査	◎柳沢よしみ ○とや英津子 議長を除く全議員	14 🗆

●平成 28 年~ 29 年の区議会

1 第一回定例会(28年2月5日から3月11日)

定例会の初日に区長から、「平成28年度当初予算案」「子ども・子育て施策」「高齢者施策」「障害者施策」「都市基盤の整備」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成28年度練馬区一般会計予算」「練馬区文化芸術振興基金条例」「練馬区医療環境整備基金条例」「平成28年度練馬区一般会計補正予算」など63議案が提出された。議員からは、「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会(28年6月1日から6月17日)

定例会の初日に区長から、「区政改革」「待機児童対策」「高齢者施策の充実」「都市基盤の整備」「大江戸線の延伸」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区立中里郷土の森緑地条例」など34議案が提出された。議員からは、「練

馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など5議案が提出された。また、委員会から、「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書」が提出された。

審議の結果、区長提出34議案、議員提出4議案および委員会提出1議案を原案どおり可決、議員提出1 議案を否決した。

最終日の本会議では、かしわざき強議長、内田ひろのり副議長の辞職にともない、議長および副議長の選挙が行われ、議長に田中ひでかつ議員、副議長に光永勉議員をそれぞれ選出した。

3 第三回定例会(28年9月6日から10月14日)

定例会の初日に区長から、「区政改革」「ユニバーサルスポーツフェスティバルの開催」「空き家等対策の推進」「世界都市農業サミット」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成27年度練馬区一般会計 歳入歳出決算」「練馬区立地域活動支援施設条例」「平 成28年度練馬区一般会計補正予算」など23議案が提 出された。議員からは、「北朝鮮のミサイル発射に断固 抗議する決議」など2議案が提出された。また、委員 会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等

[練馬区議会議員名簿]

定数 50 人 在職議員 46 人 29 年 7 月 7 日現在

氏 名	会派 電話	住 所	氏名 会派	電話	住 所
関口 和雄	自民党 3998-1752	〒 176-0021 貫井 3-53-8	西野こういち 公 明 党	6272-4249	〒 176-0021 貫井 3-22-11
小林みつぐ	自民党 3999-3471	〒 176-0024 中村 1-3-3	平野まさひろ 公 明 党	6362-3768	〒 178-0065 西大泉 5-4-8
村上 悦栄	自民党 3931-0707	〒 179-0081 北町 2-30-19	小川こうじ公 明 党	3929-2980	〒 177-0045 石神井台 8-18-34-221
小泉純二	自民党 3970-8615	〒 179-0074 春日町 6-6-39-603	宮崎はるお公 明 党	6913-2096	〒 177-0032 谷原 3-25-12-126
藤井たかし	自民党 5905-0533	〒 178-0065 西大泉 3-29-20	浅 沼 敏 幸 民進無所属	3998-4510	〒 179-0074 春日町 4-24-4
西山きよたか	自民党 3996-7004	〒 177-0041 石神井町 2-31-14	倉田れいか民進無所属	3923-5672	〒 177-0031 三原台 2-4-7-1A
小川けいこ	自民党 3948-0373	〒 176-0012 豊玉北 6-20-9-305	白石けい子民進無所属	3990-3107	〒 179-0075 高松 4-27-3-202
かしわざき強	自民党 3924-7789	〒 178-0062 大泉町 4-34-5	石 黒 た つ お 民進無所属	3924-9711	〒 178-0064 南大泉 2-2-33
笠原こうぞう	自民党 3990-3773	〒 177-0034 富士見台 1-26-19	井上勇一郎 民進無所属	3926-7146	〒 177-0053 関町南 4-6-12-603
福沢剛	自民党 6317-7044	〒 176-0006 栄町 1-2-901	有 馬 豊共 産 党	5934-4893	〒 177-0041 石神井町 1-17-14
田中ひでかつ	自民党 3999-0792	〒 179-0075 高松 1-9-7	米沢ちひろ共 産 党	3577-2769	〒 176-0021 貫井 1-44-12-401
上野ひろみ	自民党 3939-0646	〒 179-0073 田柄 4-36-34	島田拓井産党	6755-7814	〒 179-0075 高松 4-5-12-403
田中よしゆき	自民党 5903-9417	〒 177-0044 上石神井 4-8-8	やくし辰哉共 産 党	5935-4437	〒 178-0063 東大泉 1-12-22-302
かわすみ雅彦	自民党 6761-0007	〒 177-0042 下石神井 4-20-29	坂尻まさゆき 共 産 党	6338-6554	〒 179-0083 平和台 2-15-16-102
かしままさお	自民党 6904-4363	〒 178-0064 南大泉 3-9-22	きみがき圭子生活ネット	3948-6408	〒 178-0065 西大泉 2-20-8
宮原よしひこ	公明党 3948-5722	〒 176-0013 豊玉中 3-28-15-406	橋 本 け い こ 生活ネット	3948-6408	〒 177-0035 南田中 2-3-43
内田ひろのり	公明党 3977-5646	〒 179-0071 旭町 3-3-13	や な い 克 子 生活ネット	3948-6408	〒 177-0051 関町北 5-17-4
斉 藤 静 夫	公明党 5947-3722	〒 178-0061 大泉学園町 4-17-22	池 尻 成 二市民の声	5933-0108	〒 178-0063 東大泉 5-6-9
うすい民男	公明党 6760-1162	〒 177-0041 石神井町 3-3-33	岩瀬たけし市民の声	5935-4071	〒 178-0061 大泉学園町 3-1-32-205
吉田ゆりこ	公明党 3933-3489	〒 179-0081 北町 6-35-27	山田かずよし 維 新	3991-3087	〒 176-0012 豊玉北 5-16-12-503
光 永 勉	公明党 3970-9409	〒 179-0074 春日町 1-38-9	土屋としひろ オンブズ	3991-6343	〒 176-0012 豊玉北 6-23-6-203
柳沢よしみ	公明党 3594-7510	〒 177-0051 関町北 5-5-8-505	かとうぎ桜子 市民ふくし	3978-4154	〒 178-0063 東大泉 3-1-18-102
酒 井 妙 子	公明党 6909-2960	〒 179-0072 光が丘 3-3-4-922	高 松 さ と し ファースト	3921-3600	〒 178-0063 東大泉 7-37-6

注:会派名略称

自民党:練馬区議会自由民主党、公明党:練馬区議会公明党、民進無所属:練馬区議会民進党・無所属クラブ、

共産党:日本共産党練馬区議団、生活ネット:生活者ネットワーク、市民の声:市民の声ねりま、維新:練馬区議会維新の会、

オンブズ:オンブズマン練馬、市民ふくし:市民ふくしフォーラム、ファースト:都民ファーストの会練馬区議団

の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4 第四回定例会(28年11月25日から12月9日)

定例会の初日に区長から、「練馬区独立 70 周年記念事業」「区政改革」「出張所の廃止と跡施設活用」「介護予防・介護サービスの充実」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区保育所保育料条例の一部を改正する条例」「指定管理者の指定について」など44議案が提出された。議員からは、「ホームドアの設置と内方線付き点状ブロックの整備促進を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5 第一回定例会(29年2月8日から3月15日)

定例会の初日に区長から、「平成29年度当初予算案編成の基本的考え方」「子どもの成長と子育ての総合的な支援」「福祉・医療の充実」「安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備」「練馬区の魅力を楽しめるまちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて10名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成29年度練馬区一般会計予算」「練馬区立地域集会所条例の一部を改正する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」など34議案が提出された。議員からは、「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など6議案が提出された。また、委員会から、「地域医療の充実の推進を求める決議」の1議案が提出された。

審議の結果、区長提出34議案、議員提出5議案および委員会提出1議案を原案どおり可決、議員提出1 議案を否決した。

〔会派別構成〕

29年7月7日現在

会派名	人員(人)
練馬区議会自由民主党	15
練馬区議会公明党	12
練馬区議会民進党・無所属クラブ	5
日本共産党練馬区議団	5
生活者ネットワーク	3
市民の声ねりま	2
練馬区議会維新の会	1
オンブズマン練馬	1
市民ふくしフォーラム	1
都民ファーストの会練馬区議団	1
	46

請願・陳情審査件数

28年1月~12月

			審査結果				
委!	区分	件 数	採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審議
	企画総務	_	_	_	_	_	_
		21	_	_	1	_	20
	区民生活		_	_	_	_	_
常		10	2	_	_	_	8
常任委員会	健康福祉		_	_	_	_	
負		13	_	2	1	_	10
会	環境まちづくり	32	_	_	_	_	
	「現境よりラベリ		2	_	_	_	30
	文教児童青少年		_	_	_	_	
	大	17	_	2	_	_	17
≕美⊴	議会運営		_	_	_	_	_
03%2		10	_	1	_	_	9
	 総合・災害対策等		_	_	_	_	
		_	_	_	_	_	
	 医療・高齢者等	_	_	_	_	_	_
特		5	_	_	_	_	5
製	 清掃・エネルギー等		_	_	_	_	
特別委員会	女 / / / / · · · · · · · · · · · · · · ·		_	_	_	_	_
会	交通対策等		_	_	_	_	
			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		3
	予 算		<u>/</u>	K,	K,	<u>/</u>	
	決 算			\angle			
	計		_	_	_	_	
	āT		4	5	2	-	102

注:①件数の上段は請願、下段は陳情

②請願・陳情の件数は、継続審査および分割付託を含む。 採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取 り下げを含む。

〔歴代議長〕

〔歴代副議長〕

123456789111213145678911123222222222333333333333333333333333	昭和 22.10.11~23.11.15 23.11.15 23.11.15~24.11.25 24.11.25~25.10.30 25.10.30~26. 9.19 26.10.29~27.10.29 27.10.29~28.12. 2 28.12. 2~29.12.22~30. 9.19 30.10.20~31.10.29 31.10.29~32.11.29 32.11.29~34. 3.18 34. 3.18~34. 9.19 34.10.23~35.12.27 35.12.27~37. 2. 9~37. 12.22~38. 9.19 38.10.23~40. 3.10 40. 3.10~42. 5. 2 42. 7.11~43. 7.16~44. 7.24~45. 7.11 45. 7.11~46. 5.29 46. 7. 6~47. 7.19 47. 7.19~48. 7.28 48. 7.28~49. 7.30 49. 7.30~50. 5.29 50. 6.23~51. 7. 9 51. 7. 9~52. 7.27~52. 7.27~53. 7.14 53. 7.14~54. 5.29 54. 6.22~55. 7.10 55. 7.10~56. 7.21 56. 7.21~57. 7. 6~58. 5.29 58. 6.15~59. 7.10 59. 7.10~60. 7.19 60. 7.19~61. 7.24~62. 5.29 62. 6.15~63. 7.13 平成 63. 7.13~元. 7.21~2. 7.13~2. 7.13~3. 5.29 3. 6.13~4. 7. 2 4. 7. 2 4. 7. 2 5. 7.29 5. 7.29~6. 7.12 6. 7.12~7. 5.29 7. 6. 9~8. 6.25~9. 7.24 91. 6.11~12. 7.14 13. 7.11 13. 7.11~14. 7.16 14. 7.16~15. 5.29 15. 6.12~16. 6.18 16. 6.18~17. 7.22 7. 13 2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.13~2. 7.14~13. 7.11 13. 7.11~14. 7.16 14. 7.16~15. 5.29 15. 6.12~16. 6.18 16. 6.18~17. 7.22~17. 7.22~18. 6.28 25. 6.28~26. 6.20 26. 6.20~27. 5.29 27. 6.12~28. 6.17~29. 7. 7~29. 7.	党自 自	2 塚田 東京 23.11.15~24.11.25 24.11.25~25.10.30 26.10.29~27.10.29 25.10.30~26.9.19 5 大野 攻害 26.10.29~27.10.29 27.10.29~28.12.2 27.10.29~28.12.2 28.12.2~30.9.19 9 小本銀更 30.10.20~31.10.29 30.10.29~32.8.30 31.10.29~32.8.30 31.10.29~32.8.30 31.10.29~34.3.18 32.8.30~32.11.29 34.3.18~34.9.19 34.3.18~34.9.19 34.3.18~34.9.19 34.3.18~34.9.19 34.3.18~34.9.19 34.10.23~35.12.27~37.2.9 35.12.27~37.2.9 36.12.27~37.2.9 37.12.22~38.9.19 38.10.23~39.5.27~40.3.10~42.5.2 42.7.11~43.7.16~44.7.24 42.7.11~43.7.16~44.7.24 43.7.16~44.7.24 44.7.24~45.7.11~46.5.29 42.7.11~46.5.29 44.7.24~45.7.11 45.7.11~46.5.29 44.7.24~45.7.11 45.7.10~56.7.21 37.12~2~5.7.27 37.14 45.7.10~56.7.21 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.5.29 37.14~54.7.29 57.29~6.7.21 58.6.15~59.7.10 59.7.10~60.7.19 60.7.19~61.7.24 60.7.19~61.7.24 61.7.24~62.5.29 41.1.25~24~62.5.29 42.7.13~24~62.5.29 57.10~60.7.19 61.7.24~62.5.29 52.7.27~53.7.13 52.7.21~27.7.30 57.7.21~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.10~27.7.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.21 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 57.22 5	党自 自 社自 社自 公自社 公 自公 公共公党由,,,《宋代、《宋代》,《宋代、《宋代》,《宋代《宋代》,《宋代》,《宋代》,《宋代》,《宋代》,《宋代》,《宋

(2) 執行機関(区長・行政委員会など)

区の意思決定機関(議決機関)である区議会に対し、 決定された意思の実施機関(執行機関)として、区長 および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機 関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が 置かれている。また、附属機関として区政に必要な調 査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられて いる。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機 関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民によ る直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙 が行われた。

平成26年4月20日に行われた区長選挙の結果、前 川燿男が選出され、第18代区長に就任した。

2 副区長(助役)、会計管理者(収入役)

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

練馬区では、副区長の定数を2人とし、黒田叔孝と 山内隆夫が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、助役および収 入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

•					
1 2 3 4 5 6 7 8 9	臼須 片田	井田 "" 健健 """ "" "" "" "" "" "" "" "" "" ""	昭和 22. 9. 20 26. 9. 20 30. 11. 9 34. 12. 3 38. 12. 26 43. 7. 29 48. 10. 16 50. 4. 27 54. 4. 27 58. 4. 27	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	26. 9. 19 30. 9. 19 34. 11. 8 38. 12. 2 42. 6. 21 47. 7. 28 50. 4. 26 54. 4. 26 58. 4. 26 62. 4. 26
11 12 13 14 15 16 17 18	岩志前	波 三 郎 " " 村 豊志郎 " 川 燿 男	62. 4. 27 3. 4. 27 7. 4. 27 11. 4. 27 15. 4. 27 19. 4. 27 23. 4. 27 26. 4. 20	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	平成 3. 4. 26 7. 4. 26 11. 4. 26 15. 4. 26 19. 4. 26 23. 4. 26 26. 2. 23 在任中

〔歴代副区長〕

1 2	関		和//	雄	^{平成} 19. 19.	• • •	1 13			6. 12 6. 12
3	琴	尾			23.			\sim		6. 13
4	Ш	内		夫	26.	6.	20	\sim	在	任中
5	黒	\blacksquare	叔	孝	27.	6.	15	\sim	在	任中

〔歴代助役〕

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	小 星金三 中三 外 星金三 中三	22. 12. 4 ~ 26. 12. 4 ~ 30. 12. 4 ~ 34. 12. 10 ~ 39. 5. 27 ~ 43. 9. 3 ~ 48. 10. 29 ~ 52. 10. 29 ~ 56. 10. 29 ~ 58. 6. 21 ~ 60. 10. 29 ~	26. 12. 3 30. 12. 3 34. 12. 3 38. 12. 9 42. 6. 21 47. 9. 2 52. 10. 28 56. 10. 28 60. 10. 28 62. 6. 13 62. 4. 25
12 13 14 15 16	三 石 辰 雄 "" 志 村 豊志郎 関 口 和 雄	62. 6. 26 ~ 3. 6. 26 ~ 7. 6. 26 ~ 11. 6. 26 ~ 15. 6. 13 ~	平成 3. 6. 25 7. 6. 25 11. 6. 25 15. 2. 12 19. 3. 31

[歴代収入役]

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	原 栗寺山 中本	実雄二一夫	22. 12. 4 26. 12. 4 30. 12. 4 34. 12. 10 39. 5. 27 43. 9. 3 48. 10. 29 52. 10. 29 56. 10. 29 58. 6. 21		26. 12. 3 30. 12. 3 34. 12. 3 38. 12. 9 43. 5. 26 47. 9. 2 52. 10. 28 56. 10. 28 58. 6. 20 62. 6. 13
11 12 13 14 15	// // // // 林 勝 //	郎	62. 6. 26 3. 6. 26 7. 6. 26 11. 6. 26 15. 6. 26	~ ~ ~ ~ ~	平成 3. 6. 25 7. 6. 25 11. 6. 25 15. 6. 25 19. 6. 25

3 職員

区の職員数は、29年4月1日現在4,267人である。 内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員 2,448 人および学校関係の栄養士、事務職員の一部 143 人は、都の任用の職員で下表のとおりである(29 年 5 月 1 日現在)。

[東京都任用の教職員数] (単位:人)29年5月1日現在

区分	総数	教 員	その他
小学校	1,743	1,648	95
中学校	860	812	48
計	2,603	2,460	143

注:その他は、事務職員、栄養士

[組織別職員数] 29年4月1日現在

			職種別		
区分	職員数	事務系	福祉·	技能・	
	,	人	技術系人	業務系人	
総数	4,267	1,836	1,829	602	保健予
技監	1,207	0	1,020	0	豊玉伊
区長室	35	34	1	0	北保健
	29	28	1		光がE
広聴広報課			1	_	
秘書課	6	6	_	_	石神丸
企画部	49	48	1	0	大泉份
企画課	16	15	1	_	関保領
財政課	11	11	_	_	地域图
情報政策課	22	22	_		環境部
危機管理室	36	34	1	1	環境語
危機管理課	36	34	1	1	みどり
総務部	203	129	67	7	清掃し
総務課	42	39	1	2	練馬清
文書法務課	12	12	_	_	石神井
情報公開課	8	8	_	_	都市整備部
経理用地課	25	19	1	5	都市計
人権・男女共同参画課	10	10	_	_	まちこ
職員課	25	25	_	_	住宅認
人材育成課	14	13	1	_	開発調
施設管理課	67	3	64	_	建築部
区民部	427	425	1	1	土木部
戸籍住民課	217	216			工/\n 管理部
			_	'	
税務課	45	45	_	_	道路么
収納課	80	80	_	_	計画語
国保年金課	85	84	1	_	交通安
産業経済部	50	49	1	0	会計管理室
経済課	16	16	_	_	教育委員会事
商工観光課	16	16	_	_	教育振興部
都市農業課	18	17	1	_	教育総
地域文化部	149	120	26	3	学務認
地域振興課	88	65	21	2	施設約
文化・生涯学習課	28	23	5	_	教育指
スポーツ振興課	33	32	_	1	学校教
福祉部	582	337	237	8	光がE
管理課	32	25	6	1	こども家庭
障害者施策推進課	129	29	95	5	子育で
生活福祉課	20	14	6	_	保育語
生/5 個 位 試 練馬総合福祉事務所	66	47	19	_	青少年
探点総合個位事務別 光が丘総合福祉事務所					
	73	47	26	_	練馬子
石神井総合福祉事務所	72	38	34	_	小学校
大泉総合福祉事務所	64	35	29		中学校
高齢社会対策課	31	25	5	1	幼稚園
高齢者支援課	27	17	10		選挙管理委員
介護保険課	68	60	7	1	監査事務局
健康部(練馬区保健所)	221	88	132	1	農業委員会事
			132 10 33		農業委員会事 議会事務局

			職裡別	
区 分	職員数		福祉・	技能·
	190,5-200	事務系		
			技術系	業務系
	人	人	人	人
保健予防課	21	13	8	_
豊玉保健相談所	28	7	20	
北保健相談所	13	4	9	_
光が丘保健相談所	17	4	13	
石神井保健相談所	26	8	18	-
大泉保健相談所	15	5	10	_
関保健相談所	14	4	10	_
地域医療課	12	11	1	_
環境部	321	82	22	217
環境課	32	25	7	
みどり推進課	25	11	14	_
清掃リサイクル課	25	22	1	2
練馬清掃事務所	112	10		102
				l
石神井清掃事務所	127	14	_	113
都市整備部	157	54	103	0
都市計画課	27	13	14	_
まちづくり推進課	47	18	29	_
住宅課	10	9	1	_
開発調整課	20	3	17	_
建築課	53	11	42	_
				6
土木部	197	57	134	6
管理課	51	20	31	_
道路公園課	78	12	60	6
計画課	55	16	39	_
交通安全課	13	9	4	_
会計管理室	20	20	0	0
教育委員会事務局	1,782	322	1,102	358
教育振興部	182	170	6	6
			U	
教育総務課	34	31	_	3
学務課	24	23	1	_
施設給食課	40	34	3	3
	21	21		
教育指導課	I		_	_
学校教育支援センター	14	12	2	_
光が丘図書館	49	49	_	_
こども家庭部	1,383	133	1,096	154
子育て支援課			182	11
	243	50		
保育課	1,090	53	894	143
青少年課	22	20	2	_
練馬子ども家庭支援センター	28	10	18	_
		_	_	
小学校	187	0	0	187
中学校	11	0	0	11
幼稚園	19	19	0	0
選挙管理委員会事務局	14	14	0	0
	l			l
監査事務局	6	6	0	0
農業委員会事務局	-	_	_	_
議会事務局	17	17	0	0
03/44 J. 3/1/03	''	'/		

職種別

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それ ぞれ事務局をおいて必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

29年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長 河口 浩 (27. 7. 1 ~ 30. 6.30) 委 員 坂口 節子 (27.10.16 ~ 31.10.15) 委 員 安藏 誠市 (25.12.19 ~ 29.12.18) 委 員 外松 和子 (26. 6.20 ~ 30. 6.19) 委 員 長島 良介 (26. 6.20 ~ 30. 6.19)

〔歴代教育長〕

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	星 松栗上 黒岩	尾林野 田波 """	文 男実郎 市郎	昭和 27. 11. 1 ~ 28. 3. 31 28. 4. 1 ~ 31. 9. 30 31. 10. 1 ~ 35. 9. 30 35. 10. 8 ~ 39. 5. 26 39. 7. 22 ~ 39. 10. 6 39. 10. 7 ~ 43. 10. 6 43. 10. 14 ~ 47. 10. 13 48. 10. 29 ~ 52. 10. 28 52. 10. 29 ~ 56. 10. 28 56. 10. 29 ~ 60. 10. 28 60. 10. 29 ~ 62. 1. 17
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	下 薗 河	田 迪 // 部 俊 // //	雄介浩	62. 7. 1 ~ 平成 元. 10. 29 ~ 5. 10. 28 5. 10. 29 ~ 9. 10. 28 9. 10. 29 ~ 11. 6. 25 11. 7. 1 ~ 13. 10. 28 13. 10. 29 ~ 17. 10. 28 17. 10. 29 ~ 21. 10. 28 21. 10. 29 ~ 23. 6. 28 23. 6. 29 ~ 25. 10. 28 25. 10. 29 ~ 27. 6. 30
_22		//		27. 7. 1 ~ 在任中

2 選挙管理委員会

区の選挙を始め、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

29年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 二見 宣

委員 本橋 正壽、石川 芳昭、小薗江博之 (任期は各委員とも 29.12.18 まで)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。 委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。 任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

29年7月7日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 藤田 尚

(常勤監査委員・代表監査委員) (25.10.21 ~ 29.10.20)

識見を有する者 峯岸 芳幸 (27.10.19 ~ 31.10.18) 区議会議員 上野 ひろみ (29.7.7 ~ 在任中) 区議会議員 光永 勉 (29.7.7 ~ 在任中)

[28年度の監査等実施状況]

- (1) 定期監査等
 - ① 実績

90 課 122 施設

工事監査 10か所

財政援助団体等 39 団体

② 監査結果

指摘事項 0件

監査委員意見 3件

- (2) 例月現金出納検査
- (3) 決算·基金運用状況審査、財政健全化判断比率 審査
- (4) 住民監査請求 監査請求件数 0件
- (5) 行政監査

テーマ 「 区民参加と協働の事業について」

4 農業委員会

農業委員会は、選挙による委員 15 人などで構成され、 農地法等法令による事項および農地等の利用の最適化 の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。任期は3年である。

なお、28年4月から公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。(29年7月から新制度による改選) 29年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会 長 瀧澤 正道

副会長 加藤 和雄、西貝 孝之

委 員 五十嵐 透、石手 啓夫、

井之口喜實夫、榎本 高一、

小川 和德、尾崎 賀一、

加藤 友泰、加藤 茂平、

櫻井 輝久、鈴木 輝章、

瀧島 正則、保戸塚 幸雄、

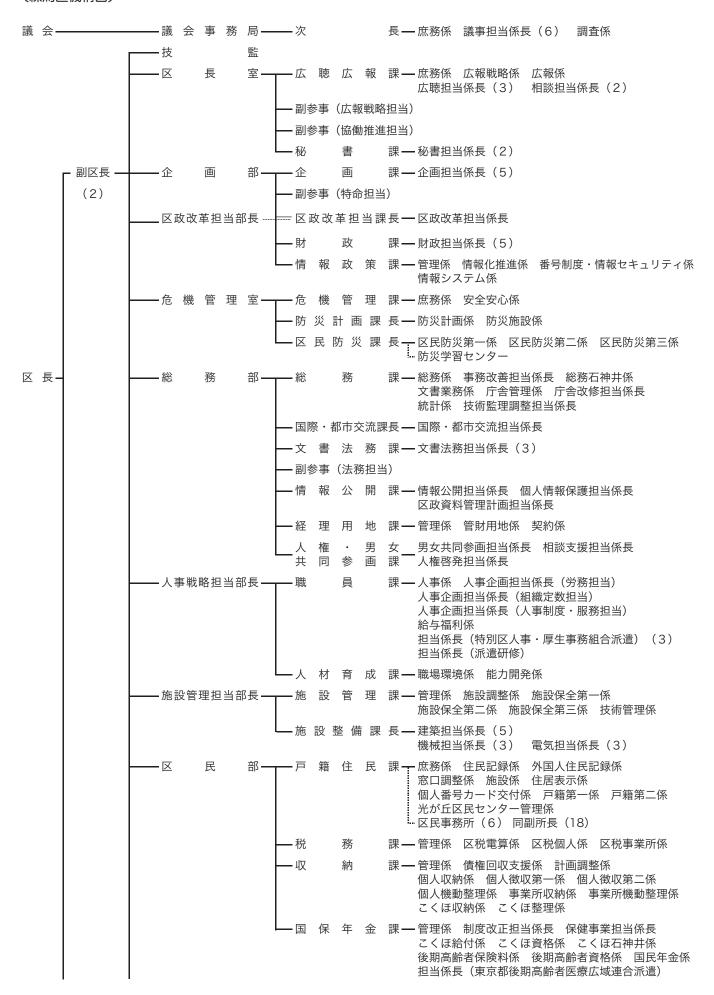
宮本 兼一、吉田 茂雄

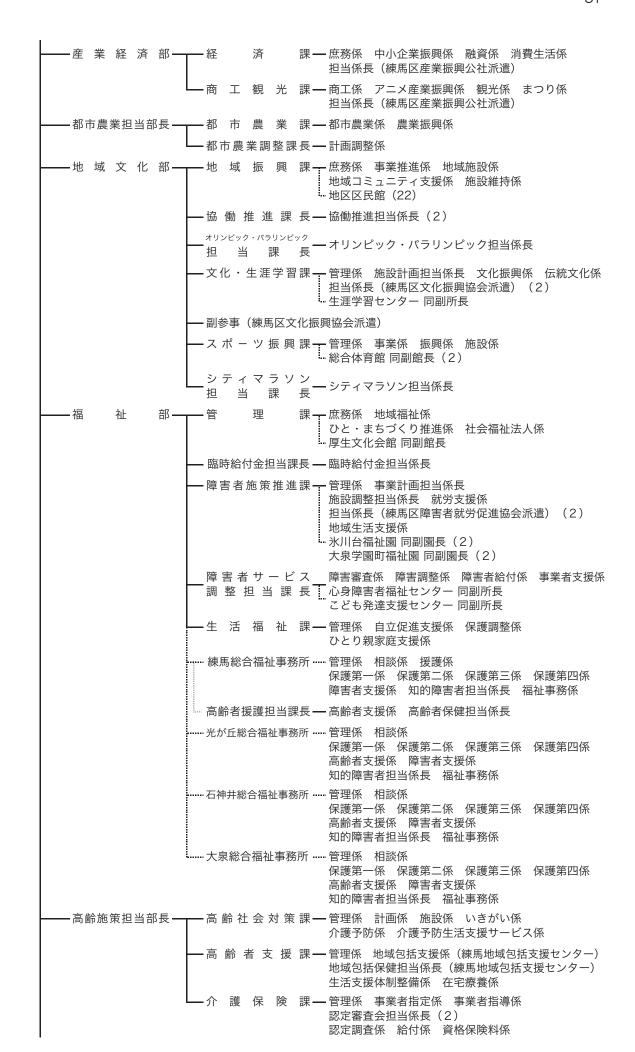
(任期は29.7.29まで)

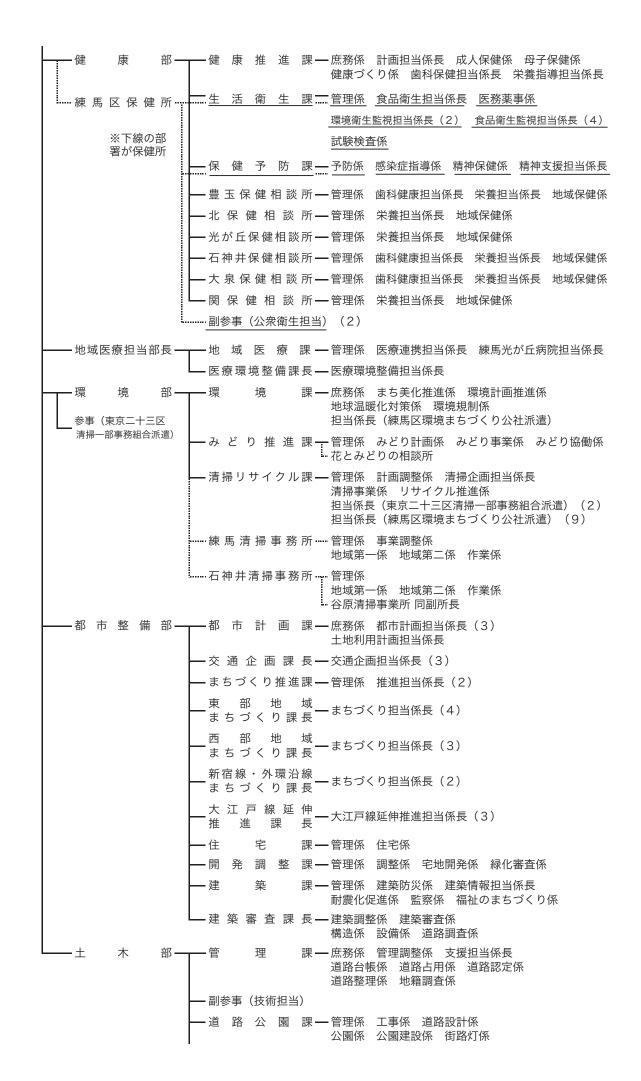
5 人事委員会

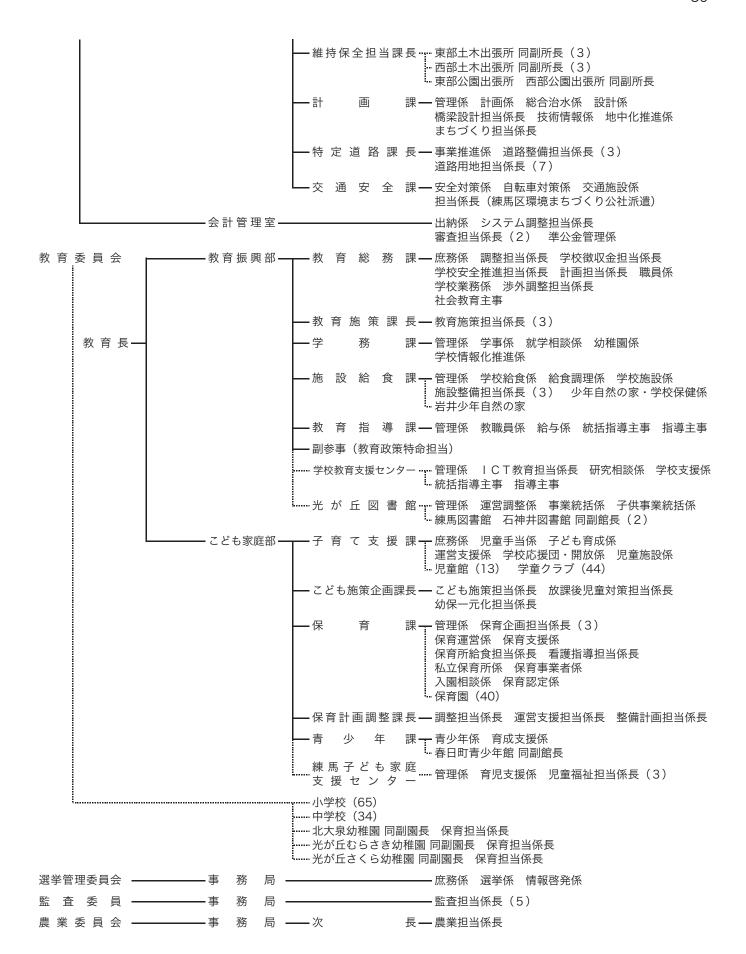
特別区の人事委員会は、23 特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23 特別区共同の人事機関として機能している。

[練馬区機構図] 29年4月1日現在









[練馬区の附属機関] 29年3月31日現在

				29年3月31日現在
名 称(根拠法令)	定数任	期	構成	職務のあらまし
防災会議(法・条例)	50人以内	2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定 公共機関、学識経験者および区民防 災組織等	地域防災計画の作成、区の地域に係る 防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会(条例)	60人以内	1年	区民、関係団体の代表者、関係行政 機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの 推進に関する基本事項・必要事項につ いての審議
国民保護協議会(法・条例)	50人以内	2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定公共 機関、学識経験者および区民防災組織等	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務 活動費審議会(条例)	10人以内	2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会(法・条例)	3人	2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分に関する不服申立てにつ いての調査・審議
情報公開および個人情報保護 審査会(条例)	5人以内	2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不 服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護 運営審議会(条例)	25人以内	2年	区民、学識経験者、区議会議員	情報公開および個人情報保護制度の運 営に関する重要事項の審議
財産価格審議会(条例)	13人以内	2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に 関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法·条例)	24人	2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益 および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要 事項の審議
文化財保護審議会(条例)	10人以内	2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・ 審議
美術館運営協議会(条例)	19人以内	2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術 団体関係者、学校教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画 の協議
民生委員推薦会 (法·政令·規則)	14人	3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、 学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委 員(条例)	5人以内	2年	保健・福祉・法律等に関する学識経 験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービ スの利用に関する苦情の申立てについ ての調査・調整など
地域包括支援センター運営協 議会(法・条例)	20人以内	3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、 医療従事者、保健もしくは福祉関係 団体の職員または従事者、指定居宅サ ービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関す る事項の審議
地域密着型サービス運営委員 会 (法・条例)	20人以内	3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、 医療従事者、保健もしくは福祉関係団 体の職員または従事者、指定居宅サー ビス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に 関する事項の審議
介護保険運営協議会(条例)	25人以内	3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、 介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画および介護保険事業の運営に関する 重要な事項の審議
介護認定審査会(法・条例)	280人以内	2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会(法·条例)	60人以内	2年	障害者の実情に通じた者で、障害保 健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定 業務
感染症診査協議会 (法 · 条例)		2年	感染症指定医療機関の医師、感染症 の患者の医療に関する学識経験者、 法律に関する学識経験者、医療およ び法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および 入院期間延長の要否、結核患者の医療に ついての公費負担に関する審議、感染症 法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内	2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会(条例)	20人以内	2年	区民、事業者、学識経験者、教育関 係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項につ いての調査・審議
緑化委員会(条例)	23人以内	2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要 事項の調査・審議

名 称(根拠法令)	定数 任期	構成	職務のあらまし
循環型社会推進会議(条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減 量および処理に関する基本的事項の審 議
都市計画審議会(法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関 係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会(法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・ 行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審 査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会(条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係 行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の 調査・審議
青少年問題協議会(法·条例)	36人 2年	学識経験者(公募区民5人含)、区議 会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など
子ども・子育て会議 (法・条例)	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、 子ども・子育て支援に関する事業に従 事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的な推進、 教育・保育施設等の利用定員について の調査・審議など

(3) 参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

公職選挙法の改正により、平成28年参議院議員選挙から18歳選挙権が初めて適用された。戦後すぐに20歳以上の男女に選挙権が認められて以来、70年ぶりに選挙権の対象拡大となった。

選挙人名簿登録者数は、29年3月2日現在、603,706人、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行なっている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と、新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されている(詳しくは右図を参照)。

[公職選挙法に基づく選挙]

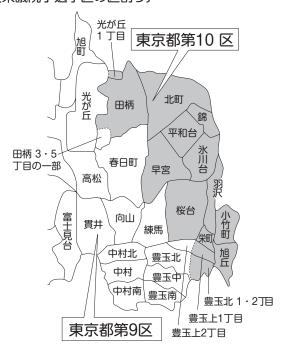
選挙名	選	挙	X	定数	任期(年)	公(告)示日	
区長選挙	練	馬	X	1	1	 選挙期日 7日前まで	
区議会議員選挙	派	ΉĐ		50	4	選挙期日 7日前まで 	
都知事選挙	東	京	都	1		選挙期日 17日前まで	
都議会議員選挙	練 (東	馬京	区都)	6 (127)		選挙期日 9日前まで	
衆議院議員選挙	(小選挙区選出)		東 京(全国)	25 (289)	4	選挙期日 12日前ま	
	(比例代表)	選出)	東京ブロック (全 国)	17 (176)		医手州口 12日別の (
参議院議員選挙	東京(選挙区)		都 選出)	12 (146)	6	選挙期日 17日前まで	
(*)	全 (比例	代表	国	96	U	送手物口 17 日削み (

※:参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

[住所地別の衆議院小選挙区区分]

町名(丁目・番)	区 分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番~30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番~28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 氷川台 平和台	東京都第10区 新宿区の一部 中野区の一部 豊島区の一部 豊島区の一部
上記以外の練馬区	東京都第9区

〔衆議院小選挙区の区割り〕



●参議院議員選挙

28年7月10日に参議院議員選挙が執行された。若 者の政治参加を促すために、選挙権が18歳以上に引 き下げられた初めての国政選挙であった。

区全体の投票率は、58.28%で前回(25年)より3.76ポイント上回った。

●東京都知事選挙

28年7月31日に東京都知事選挙が執行された。都知事の辞職により、3回連続して任期満了を待たずに執行される選挙となった。

区全体の投票率は 61.14% で、投票日前日が大雪となった前回 (26 年) より 13.21 ポイント上回った。

●衆議院議員補欠選挙(東京都第10区)

28年10月23日に衆議院議員補欠選挙(東京都第10区)が執行された。

東京都知事選挙に現職の衆議院議員(東京都第10区) が立候補したことにより失職したため執行された。

東京都第10区(練馬区投票区)の投票率は、35.31%であった。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」(委員14人で構成)および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」136人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識譲成に取り組んでいる。

(主権者教育関係事業)

28 年度

事業名	実績など
明るい選挙啓発ポスター コンクール	35 校 1,942 人
照姫まつりへの参加	18 歳選挙権の PR 啓発グッズ等の配布
練馬まつりへの参加	若年層向け冊子「選挙のハナシ」 の配布 3,000 部
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 11 校 865 人
子ども議会	選挙制度について学習 40人
中学生啓発講座	講演会 1 校 152 人
高校での出前授業・ 模擬投票	3 校 1,332 人
特別支援学校での 出前授業・模擬投票	2校 95人
障害者施設での 出前授業・模擬投票	1か所 11人
「成人のつどい」選挙体験	模擬投票 172 人
SNS による啓発	発信数 177 回
選挙啓発サポーター	86人



[若者層向け選挙啓発冊子 「選挙のハナシ」)

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

	/	l	当日有権者数			投	票者	数	投	票	率
選挙名・執行年月日			計	男	女	計	男	女	計	男	女
			人	人	人	人	人	人	%	%	%
都議会議員選挙		29.7.2	595,935	288,298	307,637	309,808	149,849	159,959	51.99	51.98	52.00
参議院議員選挙		28.7.10									
東京都選出	(%1)		600,416	291,495	308.921	349,908	170,493	179,415	58.28	58.49	58.08
比例代表選出	(%1)		000,410	291,495	300,921	349,876	170,478	179,398	58.27	58.48	58.07
都知事選挙		28.7.31	596,247	289,083	307,164	364,525	173,005	191,520	61.14	59.85	62.35
区長選挙		26.4.20	567.886	275.957	291,929	179,884	85,716	94,168	31.68	31.06	32.26
区議会議員補欠選挙		26.4.20	307,000	213,931	291,929	179,802	85,680	94,122	31.66	31.05	32.24
衆議院議員選挙		26.12.14									
小選挙区選出(東京都第90	☑) (※1)		452,092	219,167	232,925	247,698	121,447	126,251	54.79	55.41	54.20
小選挙区選出(東京都第10	区)(※1)(% 2)	131,474	64,452	67,022	71,799	35,976	35,823	54.61	55.82	53.45
比例代表選出	(%1)		583,566	283,619	299,947	319,502	157,424	162,078	54.75	55.51	54.04
最高裁判所裁判官国民	審査		582,428	283,048	299,380	310,799	153,168	157,631	53.36	54.11	52.65
衆議院議員補欠選挙		28.10.23									
小選挙区選出(東京都第10	0区) (※1)(% 2)	136,443	66,764	69,679	48,172	23,649	24,523	35.31	35.42	35.19
区議会議員選挙		27.4.26	570,403	276,544	293,859	243,757	115,967	127,790	42.73	41.93	43.49

※1:在外投票分を含む

※2:東京都第10区のうち練馬区分

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年	月日	有 効 投票数	自由民主党	公明党	民進党 (民主党)	日本 共産党	社 会 民主党	生 活 者 ネットワーク	日本維新の会 (維新の党)	次世代の 党	みんなの党	無所属その他
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙	29.7.2	305,251	19.56	14.28	14.02	11.22	_	5.22	_	_	_	35.71
参議院議員選挙	28.7.10											
東京都選出	(%1)	340,153	23.61	11.80	27.33	10.37	1.63	_	7.27	_	_	17.99
比例代表選出	(%1)	339,005	33.93	11.06	20.13	14.17	3.06	_	7.18	_	_	7.40
都知事選挙	28.7.31	360,652	_	_	_	_	_	_	_	_	_	100.00
区長選挙	26.4.20	174,522	_	_	_	_	_	_	-	_	_	100.00
区議会議員補欠選挙	26.4.20	172,319	40.45	_	8.29	15.27	_	25.44	_	_	_	10.55
衆議院議員選挙	26.12.14											
小選挙区選出(東京都第	9区) (※1)	240,038	51.39	_	_	21.19	_	_	27.42	_	_	_
小選挙区選出(東京都第	[10区] (※1)(※2)	69,737	51.73	_	24.21	14.80	_	_	_	4.40	_	4.86
比例代表選出	(%1)	312,229	31.87	11.88	15.22	15.65		_	15.10	4.03	_	6.25
衆議院議員補欠選挙	28.10.23											
小選挙区選出(東京都第10区)) (%1)(%2)	47,326	60.54	_	36.83	_	_	_	_	_	_	2.63
区議会議員選挙	27.4.26	238,700	33.52	17.31	7.32	11.70	0.99	5.64	2.71	_	_	20.81

※1:在外投票分を含む

※2:東京都第10区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする 23 特別区は、昭和 22 年に設置された後、昭和 27 年の地方自治法改正により東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、23 特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置づけること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を 改正する法律」が、12年4月に施行されたことにより、 特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改正に応じた配分割合の変更 これら 5 課題に対する都区の見解には大きな隔たり

があったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

18年11月に都と23特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務 444 項目の基本的な方向付けを終え、53 項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24 年 2 月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が21年11月に共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしており、27年3月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討 を踏まえて検討することとしているが、具体的な 議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と 責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営 の重要な課題である。

1 第一次分権改革(平成5~12年)

11年7月に「地方分権一括法」が成立し、12年4月 に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改 革が実施された。

2 第二次分権改革 (平成 18 年~)

内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」が 4次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及 び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律」(第1次一括法~第4次一 括法)が順次成立し、法律等における義務付け・枠付 けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限 移譲などが図られた。

さらに、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入され、27年6月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第5次一括法」、28年5月に「第6次一括法」、29年4月に「第7次一括法」が公布された。

今後、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等、 更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財 源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めて いく。